

クラブ連盟 会計における部費の定義について

経緯

2012年7月3日に行われたクラブ連盟総会において、同年3月に可決された「クラブ連盟サークル助成金執行案（別紙）」に関し、「部費」として認められるものの定義について、サークル側から意見を求められた。この件に対し、クラブ連盟役員内での情報共有、事前準備などが不十分であったため、その場はサークル側からの意見を集め、それを元に役員内での話し合いの後、改めてクラブ連盟臨時総会として議論する場を設けることとなった。

目的

2013年度以降より、『本年度の部費の支出：次年度の助成金申請上限額＝4：6』として助成金を申請するものとして（詳しくは「クラブ連盟 2013年度以降の助成金申請方法案」参照）、「部費」を活動資金の中心とした助成金申請が行われる。これに関し、全サークルが公平な助成金申請を行えるようにするために、「部費」の定義を明確にするものとする。

定義（案）

まず、今年度7月の総会内で行った部費の使い道に対し、いくつかの決議を行ったところ、

- ・クラブ活動中における水分補給の為の飲み物 ＝ 部費として可決
- ・飲み会代 ＝ 部費として否決
- ・今年度7月の総会までに部費として支出してしまった分 ＝ 部費として可決

と、上記のように議決された。

これらの内容をふまえクラブ連盟役員内で議論した結果、

「部費」とは

- ・原則、部費はサークル活動に直接関係するもののみ認められる。
- ・原則、個人で所有するものに関しては部費として認められない。
- ・原則、飲食費等（飲み会代含む）は部費として認めない。ただし、活動中に水分補給のための飲み物としては部費として認めるものとする。
- ・それ以外の部費の使用用途については、各サークル内で話し合い、使い道を定めるものとする。
（例えば、合宿の交通費を部費から出すかどうかは、合宿に参加しない部員も含めサークル全体で検討し、了承が得られた場合部費として支出できる）

以上のように定義づけるものとして提案する。

補足

総会内で集められたサークルからの意見を別紙にまとめるものとする。